

【別紙1】

令和2年新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく「特定中小企業者」認定に係る要件及び必要書類について

【認定要件】

以下の(1)及び(2)のいずれにも該当することが必要です。

- (1) 申請者が、厚真町において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (2) 中小企業者信用保険法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた災害等（以下「令和2年新型コロナウイルス感染症」という。）の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業においては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

【提出書類】

1 必要書類 認定申請書 2部

※「売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由」欄には、令和2年新型コロナウイルス感染症の影響との因果関係が理解できる内容を簡潔に記載してください。

2 添付書類

<個人事業者>

- (1) 直近の確定申告書及び決算書の写し（事業所の所在の記載があるもの）、又は許認可の必要な業種の場合で許認可証に事業所の所在地の記載があるもの等の事業所の所在地が確認できるもの
- (2) 売上高確認表
- (3) 最近1か月及び前年同月の売上高等が確認できるもの（試算表、売上台帳等）
- (4) (3)の月後2か月間の見込み売上高等が確認できるもの（計画書、注文台帳等）及び対応する前年2か月の売上高等がわかるもの（試算表、売上台帳等）

<法人>

- (1) 現在事項全部証明書（登記簿謄本等／6か月以内）
- (2) 前年度の月別売上がわかる資料（試算表、法人概況説明書等）
- (3) 売上高確認表
- (4) 最近1か月及び前年同月の売上高等が確認できるもの（試算表、売上台帳等）
- (5) (4)の月後2か月間の見込み売上高等が確認できるもの（計画書、注文台帳等）及び対応する前年2か月の売上高等がわかるもの（試算表、売上台帳等）

【留意事項】

- 1 この認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- 2 認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。
認定の有効期間は、認定書発行日から起算して30日です。
ただし、令和2年1月29日から7月31まで認定を取得した中小企業者については、その認定の終期を令和2年8月31日までとする。
- 3 金融機関等が代理で申請手続を行う場合には、**申請者からの委任状が必要です。**

【申請・問合せ先】

厚真町産産業経済課経済グループ

〒059-1692 勇払郡厚真町京町120番地

TEL：0145-27-2486（グループ直通）

FAX：0145-27-3944